

おおむた100若者未来応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の将来のまちづくりを担う人材の育成を図るとともに、市内における就業及び人材確保並びに本市への移住・定住を促進するため、奨学金の返還額の一部をおおむた100若者未来応援事業補助金（以下「補助金」という。）として交付するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 次のいずれかに該当する者であつて、市内に事業所を有するものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 医療法人、社会福祉法人等の会社でない法人（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他これらに準じる者を除く。）
- (2) 正規雇用 次のいずれにも該当する形態による雇用をいう。
 - ア 期間の定めがないこと。
 - イ 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
 - ウ 社会保険（厚生年金保険又は健康保険をいう。）の被保険者であること。
- (3) 交付基準日 就職日又は転入日あるいは奨学金返還開始日のいずれか遅い日の属する月の翌月の初日をいう。

(補助対象となる奨学金)

第3条 補助金の交付の対象となる奨学金（以下「奨学金」という。）は貸与型の奨学金とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) 地方公共団体、学校、公益法人が実施する奨学金
- (3) その他市長が認める奨学金

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、交付基準日以後継続して次の各号の要件を全て満たし、かつ、第7条に規定

する登録を受けた者とする。

- (1) 同一の中小企業等の市内の事業所(市内に本店又は主たる事務所を有する中小企業等にあつては、市外の事業所を含む。)に正規雇用をされていること。
- (2) 前号の規定による就職をした日(以下「就職日」という。)が平成30年4月1日以後にある者
- (3) 貸与を受けた奨学金を滞りなく返還中の者
- (4) 本市に住所を有する者
- (5) 就職日における年齢が満35歳未満である者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 転勤、出向等職務上の理由による転入である者
- (2) 本市の市税を滞納している者
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 第7条第2項の規定による登録を受けていない者
- (5) その他市長が不相当と認める者

(補助対象額及び補助対象期間)

第5条 補助対象額は、第10条第1項の交付申請日から遡って1年前までの期間において、第3条に規定する奨学金を返還した金額(以下「年返還額」という。)とする。

2 補助対象期間は、交付基準日から起算して3年を限度とする。ただし、補助金の交付を受けている者が第4条に規定する要件を満たさなくなった場合は、補助対象としないものとする。

(補助金の交付の時期及び額)

第6条 補助金は、予算の範囲内において、交付基準日から1年を経過したごとに、1回につき10万円を限度に交付するものとする。

2 前項の補助金額は、年返還額又は10万円のいずれか低い方の額とする。

(補助対象者の登録等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付基準日から起算して3月以内に、おおむた100若者未来応援事業補助金補助対象者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

- (1) 雇用契約書若しくは雇入れ通知書又はこれらに類する書類の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの（返還計画を証明できるもの）
- (4) 誓約書兼照会承諾書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、補助対象者として適当と認めるときは、おおむた100若者未来応援事業補助金補助対象者登録通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 補助対象者としての登録は1回に限るものとする。

（登録事項の変更の届出）

第8条 補助対象者として登録された者（以下「補助対象登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、おおむた100若者未来応援事業補助金補助対象者登録事項変更届（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所の変更があった場合
- (2) 奨学金について、返還計画を変更する場合

（登録の取消し）

第9条 市長は、補助対象登録者が補助対象者に該当しないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

（補助金の交付の申請等）

第10条 補助対象登録者は、おおむた100若者未来応援事業補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、交付基準日から1年、2年又は3年を経過した日（以下「交付申請日」という）から起算してそれぞれ1月以内（以下「申請期間」という。）に、補助金の交付を市長に申請しなければならない。この場合において、第1号及び第3号

に掲げる書類は、申請期間内に発行されたものとする。

- (1) 雇用証明書若しくは在職証明書又はこれに類する書類
- (2) 健康保険証等の写し
- (3) 本市の市税の滞納がないことを証する書類
- (4) 奨学金の返還の事実を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨をおおむた100若者未来応援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者（以下「交付決定対象者」という）に通知するものとする。

3 交付決定対象者は、前項の通知があったときは、おおむた100若者未来応援事業補助金請求書（様式第7号）により、速やかに補助金の支払を市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に当該請求をした者に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定後に、第4条第2項第3号又は第5号に掲げる者に該当したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 交付基準日が平成30年5月1日から同年12月1日までの第7条第1項の適用については、同項中「交付基準日から起算して3月以内」とあるのは、「交付基準日から平成31年3月29日までに」とする。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。